

# SAGA2023輸送・交通調査等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

令和5年に佐賀県で開催される第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会における選手・監督及び大会関係者、一般観覧者等を限られた時間内に安全かつ確実に輸送するため、輸送に係る県内の情報収集及び整理、開・閉会式会場である佐賀市のSAGAサンライズパーク周辺の情報収集及び整理、現況調査等の輸送・交通調査を実施するとともに、本調査結果を踏まえ、開・閉会式輸送基本計画案を作成するため、本プロポーザルを行うものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

SAGA2023輸送・交通調査等業務委託

### (2) 業務内容

別添1「SAGA2023輸送・交通調査等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日(水)まで

### (4) 委託上限額

金8,764,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 3 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 佐賀県内に本社、支社又は営業所を有していること。
- (2) 公募開始日から過去5年間に於いて、国又は地方公共団体が発注する同種の業務を受託した実績があること。
- (3) 緊急の打ち合わせ等が必要な際に、迅速に対応できること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生開始手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 公募開始の日の6か月前から契約締結の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイ～キに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

#### 4 募集方法

佐賀県ホームページに本プロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。  
本業務の受託を希望する者は、本実施要領により企画提案書を提出するものとする。

#### 5 スケジュール及び実施方法

参加者から提出された企画提案書等について審査を行い、最も優れた評価を得た者を最優秀提案者とする。

##### （1）スケジュール

- ・ 佐賀県ホームページでの公募開始 令和2年5月7日（木）
- ・ 質問書受付締切 令和2年5月14日（木）17時まで
- ・ 参加資格確認申請書等の提出締切 令和2年5月21日（木）17時まで
- ・ 企画提案書等の提出締切 令和2年6月5日（金）17時まで
- ・ プレゼンテーション（審査会） 令和2年6月9日（火）＜予定＞
- ・ 審査結果通知 令和2年6月18日（木）＜予定＞

##### （2）質問の受付及び回答

本実施要領等に関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。なお、電話や来訪等による口頭での質問は受け付けない。

- |      |  |
|------|--|
| 提出書類 | 質問書（様式第1号）   |
| 提出期限 | 令和2年5月14日（木）17時まで【必着】  |
| 提出先  | 下記「11 提出先」に同じ  |
| 提出方法 | 電子メールにより送信すること。<br>件名を【SAGA2023輸送・交通調査等業務委託に関する質問（業者名）】とし、送信後、電話でメールが到達しているか確認すること。                      |
| 回答   | 令和2年5月19日（火）までに質問者及び参加申込者あて回答をメールにより送付するとともに、佐賀県ホームページに掲載する。ただし、機密保持のため、質問又は回答の内容によっては質問者にしか回答できない場合がある。 |

(3) 参加資格確認申請書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に係る書類を添付の上、提出すること。期限までに必要書類の提出がない者は、本プロポーザルへの参加は認めない。

提出書類

ア 参加資格確認申請書（様式第2号）

イ 団体概要及び実績書（様式第3号）

ウ 誓約書（様式第4号）

提出期限 令和2年5月21日（木）17時まで【必着】

提出先 下記「11 提出先」に同じ

提出方法 持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残るものを利用し、提出先に到達の確認を行うこと。

参加資格確認申請書の提出後に辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

提出部数 各1部

結果通知 参加資格の確認結果は、令和2年5月25日（月）までに通知する。

(4) 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加資格を得た者は、仕様書及び別添2「SAGA2023輸送・交通調査等業務委託企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書等を作成し、次により提出すること。

提出期限 令和2年6月5日（金）17時まで【必着】

提出先 下記「11 提出先」に同じ

提出方法 持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残るものを利用し、提出先に到達の確認を行うこと。

提出部数 10部（正本1部、副本9部）

提案書類の取扱い

ア 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。ただし、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会（以下「県準備委員会」という。）が必要であると判断した場合には、補足資料等を求めることがある。

イ 本企画提案の応募に係る経費は、全て参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書は返却しない。

エ 企画提案書の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

(5) プレゼンテーション（審査会）の開催

開催日 令和2年6月9日（火）予定

個別の時間については、参加者に別途通知する。

場所 佐賀県庁会議室（佐賀市城内1丁目1-59）

場所の詳細については、参加者に別途連絡する。

実施方法 参加者は、事前に提出した企画提案書に基づき、紙資料によるプレゼンテーションを行う。1者当たりのプレゼンテーションの時間は25分程度（説明15分、質疑応答10分程度）とし、参加者側の出席者は3

人までとする。なお、プレゼンテーション不参加の者は失格とする。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、プレゼンテーションの開催方法を変更する場合がある。

#### (6) 審査

別に定める審査項目に従い審査を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

審査項目 別添3「SAGA2023輸送・交通調査等業務委託企画提案書審査基準」のとおり

結果通知 令和2年6月18日(木)(予定)に全ての参加者に通知する。なお、審査経緯については公表しない。また、審査内容及び結果についての異議申立ては一切認めない。

電話等による問合せには応じない。

#### その他

ア 審査基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

イ 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

ウ 参加者が1者のみであった場合にも、審査会において企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

エ 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

(ア) 上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

(イ) 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

(ウ) その他、委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。

(エ)(ア)から(ウ)に関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

## 6 業務の契約

(1) 上記審査により選定された最優秀提案者と発注者は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整を行い、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結する。なお、随意契約においては、改めて仕様書を作成し、見積書の再提出を依頼する。

(2) 企画提案書は、あくまで契約の相手方を選定するための資料であり、その内容は尊重するが、必ずしもその内容に限定されないものとする。

(3) 最優秀提案者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。

(4) 業務契約金額は、本実施要領2(4)の委託上限額を超えないものとする。

(5) 契約保証金

契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、担保を供することができる。

次に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 県準備委員会を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年間に国又は地方公共団体との間において、本契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が本契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

ウ 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき

（ 6 ） 契約書は 2 通作成し、県準備委員会及び受託者の双方各 1 通を保有するものとする。

（ 7 ） 契約代金の支払いについては、完了払いとする。

（ 8 ） 業務を第三者に一括して再委託することはできない。なお、業務の一部を再委託する場合は、県準備委員会と協議の上、あらかじめ県準備委員会の承諾を得なければならない。

（ 9 ） 契約の締結後において、県準備委員会の地位が継承された場合、本契約当事者の地位も継承されるものとする。

## 7 失格要件

次のいずれかに該当する場合は提案は無効とする。

（ 1 ） 参加する資格のない者が行った場合

（ 2 ） 本プロポーザル手続について不正行為を行った場合

（ 3 ） 見積書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

（ 4 ） 1 人で 2 以上の提案をした場合

（ 5 ） 代理人でその資格のない場合

（ 6 ） 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

（ 7 ） 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

（ 8 ） 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

## 8 個人情報の保護

契約を締結した場合、業務受託者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号。以下「条例」という。）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 9 その他留意事項

（ 1 ） 提案に要した費用、その他参加に要した経費については、全て参加者の負担とする。

（ 2 ） 提出された書類は返却しない。

（ 3 ） 提出された資料は、企画提案の審査以外の目的に無断で使用しない。

（ 4 ） 参加者に求められる義務

参加者は、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければ

ならない。

企画に際して、第三者が所有する素材等を用いる場合は著作権処理等を行うほか、契約の相手方として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。

公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。

企画提案用に県準備委員会から提供されたデータ等は、県準備委員会の許可なく当該作業以外の目的で使用してはならない。

(5) 次の各号のいずれかに該当する場合は、本プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。

(6) 提出された書類は選定作業等、必要な範囲において複製することがある。

## 10 遵守事項

受託者は、契約の履行に当たって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を駆使するとともに、県準備委員会事務局員の指示を遵守し、誠実に実施しなければならない。

また、受託者は、受託業務の実施に当たり、関連する法律等を遵守しなければならない。

## 11 提出先（問い合わせ先）

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会事務局

（佐賀県SAGA2023施設調整課内）

住所 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59（県庁新館11階）

電話 0952-25-7174

FAX番号 0952-25-7467

電子メールアドレス [saga2023shisetsu@pref.saga.lg.jp](mailto:saga2023shisetsu@pref.saga.lg.jp)

別記

## 個人情報取扱特記事項

### ( 基本的事項 )

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいい、特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### ( 秘密の保持 )

第2 乙は、本契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### ( 収集の制限 )

第3 乙は、本契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

2 乙は、本契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

### ( 目的外利用・提供の禁止 )

第4 乙は、本契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### ( 適正管理 )

第5 乙は、本契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

### ( 事務取扱担当者の明確化 )

第6 乙は、個人情報を取り扱うに当たって、部署名、事務名等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

(複製又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。

(作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、本契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複製及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、本契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

第11 乙は、本契約による事務に従事している者に対して、次の各号を周知するとともに、本契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

(1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと



(2) 前号に違反した場合は佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)上の罰則規定に基づき処罰される場合があること

(3) その他本契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

第12 甲は、必要があると認めるときは、乙が本契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙が本契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等本契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

第14 甲は、乙が本契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注)「甲」委託者を、「乙」は受託者をいう。